

議案第二百二十七号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

港区特別職報酬等審議会条例（平成十六年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「、地域手当」を削る。

付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（説 明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等及び教育長に対する地域手当を廃止することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。